

注射用カリウム製剤の適応外使用についてのお知らせ

適応外使用とは、国が定める規定(添付文書)とは異なる方法で使用することです。あらかじめ当院医療倫理委員会にて承認され使用しています。対象となる方から同意を頂くことに代え、情報公開することにより投薬を実施しています。なお、本件について同意できない場合でも日常診療における不利益を被ることはありません。

【医療の内容】 カリウム製剤の適応外使用による重度低カリウム血症の補正

【対象者】重度な低カリウム血症を呈しており、添付文書上の用法用量を遵守することが困難な患者さん

【承認日】2024年8月27日

【対象期間】承認後から永続的に使用

【目的・意義】

低カリウム血症の補正においては、重篤な場合や内服薬が困難な場合に注射用製剤が使用されます。注射用カリウム製剤は添付文書上「40mEq/L以下に希釈し、20mEq/hを超えない速度で投与し、1日投与量が100mEqを超えないこと」と規定されています。しかし、患者さんの状態によっては、高度の水分制限が必要な場合や速やかな補精が必要な場合などでは高濃度で使用する場合があります。

当院では、使用場所、使用条件を決めて適応外使用することを認めています。

高濃度カリウム使用方法

《使用条件》

- ・手術室・ICU・HCU・透析室・特定の病棟(N5W・N5E)のみ
- ・必ずモニター監視下で投与すること
- ・シリンジポンプを用いて投与すること
- ・中心静脈から投与すること
- ・定期的にかリウム値を確認すること

《組成》 全量 40ml(カリウム 20mEq /20ml+溶液 20ml)

《濃度》 500mEq/L

【高濃度カリウム製剤の危険性】

高濃度の注射用カリウム製剤の投与により、予想以上に血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心停止を起こすことがあるため、必ず患者に心電図モニターを装着し、定期的に血清カリウム値のモニタリングを行います。また異常が認められた場合は速やかに減量もしくは中止し、適切に対処します。

【本診療の任意性と撤回の自由について】

この診療行為へのご協力は、患者様ご自身の自由意思に基づくものです。ご不明な点やご心配な点がございましたら、ご遠慮なく下記の連絡先までお申し出ください。この診療行為を希望されない場合でも、診療上何ら支障はなく、不利益を被ることはありません。

【問い合わせ等の連絡先】 松波総合病院 各診療科担当医師 電話 058-388-0111(代表)